

平成 27 年 1 月 5 日

貿易関係証明ご利用の皆様へ

横浜商工会議所・貿易関係証明発給事業

## 非会員「貿易登録料金」の改定について (お知らせ)

横浜商工会議所では、『商工会議所法』に基づいて「原産地証明書」等の貿易関係証明発給業務を行っておりますが、この度、貿易関係証明発給体制の更なる充実・強化を図るため、横浜商工会議所の非会員を対象とした一般貿易証明に関わる「貿易登録料金」を、平成 27 年 4 月 1 日より下記の通り改定いたします。

料金改定の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、横浜商工会議所会員の「貿易登録料金」は無料のまま変更はございません。

### 【非会員貿易登録料の改定】

	(現 行) 平成 27 年 3 月 31 日まで	(改定後) 平成 27 年 4 月 1 日から
横商会員	無 料	無 料
横商非会員	6, 4 8 0 円	1 0, 8 0 0 円

【お問合せ先・担当】

横浜商工会議所 国際部

TEL. 045-671-7406/FAX. 045-671-7410